

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団

奨学金給付規程

第1章 総 則

(目的及び定義)

第1条 この規程は、公益財団法人マニー松谷医療奨学財団（以下、「財団」という。）が給付する奨学金（以下、「奨学金」という。）の給付等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 奨学金は、医療の発展と充実のためには医療を支える人材が重要であることにかんがみ、栃木県にゆかりのある医療を目指す学生に対し奨学援助を行い、医療に貢献する有用な人材を育成し、もって世界の医療の発展と充実に寄与することを目的とする。（ここでは、大学院生、大学生、専門学校生等を学生と称する。）
- 3 この規程において、「奨学金」とは、当該奨学金を要望する奨学生に給付する又は給付した学資金をいい、「奨学生」とは、財団から奨学金の給付を受けることが決定した者及び受けている者をいう。
- 4 奨学金は、原則として返還を要しない。
- 5 奨学金は他の奨学金との併受を妨げない。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金は以下の通りとする。（この規程で「高等学校」を「高校」、「短期大学」を「短大」と呼ぶ。また、「/」は「又は」の略、「・」は「及び」の略として使用し、「専門学校等」は「大学校及び又は専門学校」の略として使用する。）

- (1) 栃木県内高校募集 大学奨学金（医師/歯科医師志望）（以下「1号奨学金」という）
- (2) 栃木県内高校募集 大学・短大・専門学校等奨学金（看護師/歯科衛生士志望）（以下、下記①及び②からなり、両方を合わせて、「2号奨学金」という）（(2)は2023年9月以前採用の奨学生に適用しない。）
 - ① 栃木県内高校募集 大学又は4年制専門学校等奨学金（看護師/歯科衛生士志望）（以下「2号奨学金-1」という）
 - ② 栃木県内高校募集 3年制の短大又は専門学校等奨学金（看護師/歯科衛生士志望）（以下「2号奨学金-2」という）
- (3) 栃木県内大学院募集 大学院奨学金（医学博士志望）（以下「3号奨学金」という）

- (4) 栃木県内大学募集 大学奨学金（医師志望）（以下「4号奨学金」という）
- (5) 栃木県内大学・専門学校等募集 大学・専門学校等奨学金（看護師/歯科衛生士志望）
（以下、下記①及び②からなり、両方を合わせて、「5号奨学金」という）
 - ① 栃木県内大学募集 大学奨学金（看護師志望）（以下「5号奨学金-1」という）
 - ② 栃木県内専門学校等募集 専門学校等奨学金（看護師/歯科衛生士志望）（以下「5号奨学金-2」という）

（選考委員会）

第3条 財団は、奨学生を選定するため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事業年度）

第4条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 栃木県内高校募集 大学奨学金（医師/歯科医師志望）（1号奨学金）

（奨学生の資格）

第5条 1号奨学金の奨学生となる者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 栃木県内の高校を卒業予定の者又は卒業した者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲がある者
- (2) 大学の医師/歯科医師国家試験の受験資格が得られる課程へ進学し医師/歯科医師を志望する者
- (3) 在籍する又は在籍した学校長の推薦を受けることができる者

※進学先の所在地の制限はありません。（栃木県外への進学も含みます。）

（奨学金の給付期間及び金額）

第6条 奨学金の給付期間（以下、「給付期間」という。）は、6年間とする。

- 2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額50,000円とする。

（奨学生願書等の提出）

第7条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、在籍する又は在籍した高校経由で財団に提出する。

- (1) 願書
- (2) 学校長の推薦書
- (3) 調査書
- (4) 課題（募集要項に定めるもの）
- (5) その他必要な書類

第3章 栃木県内高校募集 大学・短大・専門学校等奨学金（看護師/歯科衛生士志望）（2号奨学金）

（奨学生の資格）

第8条 2号奨学金の奨学生となる者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 栃木県内の高校を卒業予定の者又は卒業した者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲がある者
 - (2) 次年度に下記①/②の者
 - ①大学又は4年制専門学校等の看護師/歯科衛生士国家試験の受験資格が得られる課程へ進学し、看護師/歯科衛生士を志望する者
 - ②3年制の短大又は専門学校等の看護師/歯科衛生士国家試験の受験資格が得られる課程へ進学し、看護師/歯科衛生士を志望する者
 - (3) 在籍する又は在籍した学校長の推薦を受けすることができる者
- ※進学先の所在地の制限はありません。（栃木県外への進学も含みます。）

（奨学金の給付期間及び金額）

第9条 奨学金の給付期間は、以下の通りとする。

- (1) 大学又は4年制専門学校等 4年間
 - (2) 3年制の短大・専門学校等 3年間
- 2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額30,000円とする。

（奨学生願書等の提出）

第10条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、在籍する又は在籍した高校経由で財団に提出する。

- (1) 願書
- (2) 学校長の推薦書
- (3) 調査書

- (4) 課題（募集要項に定めるもの）
- (5) その他必要な書類

第4章 栃木県内大学院募集 大学院奨学金（医学博士志望）（3号奨学金）

（奨学生の資格）

第11条 3号奨学金の奨学生となる者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 栃木県内の医学系大学院博士課程に在籍する1年次の者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学・研究に意欲がある者
- (2) 博士学位取得の見込みのある者

（奨学金の給付期間及び金額）

第12条 奨学金の給付期間は、3年間とする。

- 2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額50,000円とする。

（奨学生願書等の提出）

第13条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、在籍する大学院経由で財団に提出する。

- (1) 願書
- (2) 大学学長（大学院の長）等の推薦書
- (3) 研究計画概要（募集要項に定めるもの）
- (4) 課題（募集要項に定めるもの）
- (5) 卒業大学の成績証明書(GPAの記載があるもの)
- (6) その他必要な書類

第5章 栃木県内大学募集 大学奨学金（医師志望）（4号奨学金）

（奨学生の資格）

第14条 4号奨学金の奨学生となる者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 出願する年度に栃木県内の大学医学部に在籍する4年次又は5年次の者で、次年度に5年次又は6年次に進級することが見込まれる者

- (2) 学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲がある者
- (3) 医師国家試験に合格が見込まれる者
- (4) 当財団の奨学金を受給していない者

(奨学金の給付期間及び金額)

第15条 奨学金の給付期間は、以下の通りとする。

- (1) 5年次に進級する者 2年間
 - (2) 6年次に進級する者 1年間
- 2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額 50,000 円とする。

(奨学生願書等の提出)

第16条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、在籍する大学経由で又は志願する者が財団に提出する。

- (1) 願書
- (2) 大学学長等の推薦書
- (3) 成績証明書(GPA の記載があるもの)
- (4) 課題 (募集要項に定めるもの)
- (5) その他必要な書類

第6章 栃木県内大学・専門学校等募集 大学・専門学校等奨学金 (看護師/歯科衛生士志望) (5号奨学金)

(奨学生の資格)

第17条 5号奨学金の奨学生となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 出願する年度に栃木県内の下記①/②に在籍する者で、次年度に最終学年次に進級することが見込まれる者
 - ①大学の看護師国家資格試験の受験資格が得られる課程
 - ②専門学校等の看護師/歯科衛生士国家資格試験の受験資格が得られる課程
- (2) 学業、性行とも良好で、勉学に意欲がある者
- (3) 看護師/歯科衛生士国家試験に合格が見込まれる者
- (4) 当財団の他号の奨学金を受給していない者

(奨学金の給付期間及び金額)

第18条 奨学金の給付期間は1年間とする。

2 第1項の期間中に給付する奨学金の額は、月額30,000円とする。

(奨学生願書等の提出)

第19条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を在籍する大学/専門学校等経由で財団に提出する。

- (1) 願書
- (2) 大学学長、学校長等の推薦書
- (3) 成績証明書(5号奨学金-1に限りGPAの記載があるもの)
- (4) 課題(募集要項に定めるもの)
- (5) その他必要な書類

第7章 奨学生の採用と奨学金の給付

(募集要項)

第20条 理事会は、奨学生の採用人数その他奨学生の採用に関する必要事項を記載した募集要項を決定する。

(奨学生の採用)

第21条 応募者の内定、補欠、不採用及び採用は、選考委員会の選考を経て、代表理事が決定する。

- 2 内定、補欠、不採用を決定したときは、速やかにその旨を、本人及び推薦した高校/大学院/大学/専門学校等に通知する。
- 3 補欠者が内定に繰上ったときは、速やかにその旨を、本人に通知する。
- 4 補欠者が奨学生となったときは、速やかにその旨を、推薦した高校/大学院/大学/専門学校等に通知する。
- 5 国家試験受験資格を得られる課程への進学/進級と認められない場合は、内定/採用を取り消す。(本項は2023年9月以前採用の奨学生に適用しないものの、第26条(5)/(8)により廃止になる可能性がある。)
- 6 理事会は、選考委員会が奨学生の選考に用いる選考基準を定める。

(奨学金の給付)

第22条 奨学金は、3か月(四半期)毎の初月の下旬に給付するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

2 奨学金の給付は、奨学生の指定する奨学生本人の金融機関の口座に送金する方法により行

うものとする。

(異動の届出)

第23条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出なければならぬ。
い。(本条(2)の「転部」、(6)~(11)は2023年9月以前採用の奨学生に適用しない。)

- (1) 留学するとき
- (2) 休学、復学、転学、転部又は退学するとき
- (3) 停学、その他の処分を受けたとき
- (4) 留年又は卒業(修了)延期の恐れが生じたとき
- (5) 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所、金融機関口座等々)
- (6) 長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なる留学を含む)
- (7) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (8) 学業、性行が不良となったとき
- (9) 奨学金を必要としなくなったとき
- (10) 奨学生としての資格を失ったとき
- (11) 採用時の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき(3号奨学生は除く)

(奨学金の休止)

第24条 代表理事は、奨学生が次に該当する場合、奨学金の給付を休止することができる。

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む)

(奨学金の復活)

第25条 代表理事は、前条の規定により奨学金給付の休止を受けた者が、奨学金の休止の原因となった事由が解消した後、奨学金の復活を願い出た場合において、第1条第2項に定める目的に照らして妥当であると認められるときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第26条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の給付を廃止することができる。(本条(6)及び(7)は2023年9月以前採用の奨学生に適用しないが、(9)が適用される可能性がある。)

- (1) 退学したとき
- (2) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業、性行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき
- (5) 奨学生としての資格を失ったとき

- (6) 採用時の奨学金号数の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき(3号奨学生は除く)
- (7) この規程第23条に定める届出に特段の理由なく違反したとき
- (8) この規程第31条に定める書類の提出に特段の理由なく違反したとき
- (9) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の返還)

- 第27条 代表理事は、奨学生が第23条に定める届出を故意に怠った場合は、その者に対し、第1条第4項の規定にかかわらず、給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 2 代表理事は、奨学生又は奨学生であった者が第31条に定める提出を故意に怠った場合は、その者に対し、第1条第4項の規定にかかわらず、給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。(本項は2023年9月以前採用の奨学生に適用しない。)
 - 3 前条(第26条)の各号の一つに該当し、奨学金の廃止となった場合は、その者に対し、第1条第4項の規定にかかわらず、給付した奨学金の内の該当月の翌月からの分の返還を求める。(本項は2023年9月以前採用の奨学生に適用しないものの、廃止となった者は奨学生ではないので、その時点後の奨学金を受け取ることはできない。)
 - 4 代表理事は、個別に事情を考慮し返還は最小限にとどめることができる。

(奨学金の辞退)

- 第28条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。
- 2 内定者/補欠者は、奨学生採用の辞退を申し出ることができる。

(給付期間の延長)

- 第29条 代表理事は、海外留学その他の正当な理由により、正規の時期に卒業又は修了できない等の理由により、奨学生から給付期間の延長の申出があった場合において、第1条第2項に定める目的に照らして妥当であると認められるときは、給付期間を延長することができる。

第8章 奨学生の責務

(奨学生交流会)

- 第30条 奨学生は、この財団が同じ医療を志す仲間との出会いの場を提供する等のために奨学生交流会等を実施する場合には積極的に出席するよう努めなければならない。
- 2 奨学生交流会の出席に要する費用は、この法人が負担するものとし、出席者に交通費などの実費相当額を支給する。

(書類の提出)

第31条 奨学生は、財団が指定する日までに次の各号に掲げる書類を財団に提出しなければならない。

- (1) 最終学年次は、卒業証明書又はそれに準ずるもの（3号奨学金に限り修了証明書＋研究報告書/博士論文の写し）（卒業又は修了時/後に提出）※修了証明書とは博士号を取得し、大学院を修了した時に大学院が発行できる証明書
- (2) 最終学年次以前は成績証明書又は研究報告書（研究報告書は3号奨学金に限る）（進級時/後に提出）
- (3) その他提出の必要があると財団が判断し、提出を要請した書類

(その他の責務)

第32条 奨学生は、この規程において定めた責務の他に奨学生の地位を理由として特別な責務を負わない。

第9章 補 則

(改廃)

第33条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施細目)

第34条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が定める。

(改定の影響)

第35条 規程改定により改定前に採用された奨学生に不利益を被らせないこととする。（改定前に採用された奨学生に不利益となる可能性がある場合は、その部分の改定を適用しない旨を記載することとする。）

- 2 奨学生に適用する規程は、最新のものとする。

(奨学生の質問相談)

第36条 応募者、奨学生、奨学生であった者は、当規程の各条の解釈に疑義が生じたときは財団に質問、相談できる。

- 2 奨学生又は奨学生であった者は第26条、第27条、第31条の改定により不利益が生じる場合は、財団と協議することができる。
- 3 前項の協議の財団の対応がこの規程に従っていない場合は、奨学生又は奨学生であった者が

財団に対して異議を申し立てることができる。

附 則

(施行時期等)

施行-1 この規程は、2020年3月26日から施行する。

施行-2 この規程の改定は、2020年8月11日から施行する。(公益認定による名称改定。)

施行-3 この規程の改定は、2020年8月19日から施行する。(理事会書面決議による改定。)

施行-4 この規程の改定は、2020年10月1日から施行する。(2020年10月30日理事会書面決議による改定。)

施行-5 この規程の改定は、2021年6月15日から施行する。(2021年6月15日理事会決議による改定。)

施行-6 この規程の改定理由は明確化と簡略化と「5号奨学金-1、2」の明文化であり、実施は2022年4月1日からとする。(2022年3月24日理事会決議による改定。)

施行-7 この規程の改定理由は明確化と簡略化と「2号奨学金-1、2」の明文化であり、実施は2023年4月1日から施行する。(2023年3月16日理事会決議による改定。)(2023年4月27日代表理事により軽微な修正による改定。)